

資料編

あって、環境の保全等を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健康で豊かな自然の恵みをもたらす環境を享受するすべての市民の権利として、将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的とするすべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他自然の構成要素の保全に関すること。

(3) 森林、農地、水辺地等の自然環境の体系的な保全に関すること。

(4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(5) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。

(6) 水及びエネルギーの有効利用に関すること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等、木竹の伐採及び水面の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市と協力して環境の保全等に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第7条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(市民の申出)

第8条 市民は、環境の保全等に関し必要な措置を講ずるよう市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、日野市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、申出の内容及び経過を市民に明らかにするよう努めなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、日野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、議会の議決を経て環境基本計画を定め、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境配慮指針)

第10条 市長は、環境基本計画にそって、市、市民及び事業者の環境に配慮すべき事項を示す日野市環境配慮指針(以下「環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

(準用)

第11条 第9条第3項及び第4項の規定は、環境配慮指針の策定及び変更に準用する。この場合において、第9条第3項及び第4項の規定中「環境基本計画」とあるのは、「環境配慮指針」と読み替える。

第3章 環境の保全等に関する施策

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境配慮指針との整合性を図るものとする。

2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市長は、市が実施する事業のうち、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、環境の保全等に資するために、環境に関する情報、技術等の提供に努めるも

のとする。

(環境学習の推進等)

第 15 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るとともに、環境に関する広報活動の充実を図るものとする。

(施設の整備等)

第 16 条 市長は、廃棄物の減量のための施設その他の環境の保全等を図る上での支障の防止に資する施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、公園、緑地その他の公共施設の整備その他の良好な自然環境の保全等の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の充実)

第 17 条 市長は、環境の保全等に関する施策に資するため、環境の保全等に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、調査及び研究等を実施し、その成果を普及させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する調査及び研究等を実施するに当たっては、必要に応じて市民の協力を求めることができる。

(年次報告)

第 18 条 市長は、毎年、議会に、環境の保全等のために市が実施した事業の概要に、日野市環境審議会の意見を付けて、報告書を提出しなければならない。

第 4 章 事業者の義務等

(事業者の義務)

第 19 条 事業者は、第 10 条に規定する環境配慮指針を尊重して、事業を行わなければならない。

(大規模事業者の義務)

第 20 条 大規模事業者で規則で定めるもの(以下「大規模事業者」という。)は、環境配慮指針にそって当該事業所が行う事業に関する環境配慮の方針を作成するよう努めなければならない。

2 大規模事業者は、規則で定めるところにより、市が求めるときには当該事業所の環境に配慮した事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第 21 条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、開発事業を実施しようとするもの(以下「開発事業者等」という。)に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第 22 条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 日野市環境審議会

第 23 条 環境の保全等に関する施策の推進について調査審議させるため、市長の附属機関として、日野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に掲げる事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他の資料の提出を市長に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 15 人以内をもって組織する。

(1) 市民(公募による。) 4 人

(2) 学識経験者 5 人以内

(3) 事業者 3 人以内

(4) 環境の保全等に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した者 3 人以内

6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 審議会は、原則として公開するものとする。

8 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。

9 調査委員は、非常勤とし、市長が委嘱する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。
(平成 11 条例 27・一部改正)

第 6 章 雑則

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、公布の日から 1 年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年規則第 5 号で平成 8 年 4 月 1 日から施行。ただし、第 20 条の規定は平成 8 年 10 月 1 日から施行。)

付 則(平成 11 年条例第 27 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 13 年 10 月 12 日から、第 4 条の規定は平成 13 年 2 月 19 日から、第 5 条の規定は平成 12 年 12 月 24 日から、第 6 条の規定は平成 13 年 9 月 1 日から、第 9 条の規定は平成 11 年 8 月 9 日付けで日野市教育委員会が委嘱し、又は任命した日野市余裕教室活用計画策定委員会委員の任期の末日の翌日から、第 11 条の規定は平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

第3章 環境の保全等に関する施策

(調整会議の設置)

第7条 市の環境の保全等に関する施策を総合的に調整し推進するために、日野市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

(大規模事業者)

第8条 条例第20条第1項に規定する大規模事業者で規則で定めるものは、事業の用途に供する延床面積5,000平方メートル以上の建築物を有する事業者とする。

(環境配慮計画書)

第9条 条例第20条第2項の規定により、市が大規模事業者に対し環境に配慮した事項を記載した報告書の提出を求める場合は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 当該事業所における事業活動に伴い、環境への負荷を、大規模に又は長期間にわたって与え、又は与えるおそれのある場合
- (2) 当該事業所の事業活動に基づく、土地の形質の変更、木竹の伐採等により、自然環境を著しく変化させ、又はそのおそれのある場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要があると認める場合

(開発事業等)

第10条 条例第21条第1項に規定する環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるものは、当分の間、日野市住みよいまちづくり指導要綱（昭和53年11月1日制定。以下「まちづくり指導要綱」という。）第3条及び第4条に定めるものとする。

2 条例第21条第2項から第6項まで及び条例第22条の施行に当たって必要な事項については、別に定める。

第4章 日野市環境審議会

第11条 削除

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求める

ことができる。

(審議会の運営)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、平成8年10月1日から施行する。

2 条例第21条第2項から第6項まで及び条例第22条の施行に当たって必要な事項については、第10条第2項により別に定めるまでの間、まちづくり指導要領によるものとする。

付 則 (平成8年規則第27号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

付 則 (平成16年規則第21号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

資料3 本計画と関連が深いSDGsの項目

目標3【保健】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

地球温暖化の進行に備えた暑さ対策や、公害問題への対策に取り組むことで、市民の健康確保や福祉の促進に貢献します。

目標4【教育】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

多くの市民への環境教育・環境学習を通じ、環境に対する意識の向上に貢献します。

目標6【水・衛生】すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

河川等の水質保全や健全な水循環の回復に取り組むことで、水資源の持続的な利用に貢献します。

目標7【エネルギー】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

再生可能エネルギーの導入啓発・促進等により、エネルギー資源の持続的な利用に貢献します。

目標11【持続可能な都市】包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間住居を実現する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

日野の歴史や文化を大切にしながら、環境保全と地域の発展を両立させたまちづくりに取り組むことで、住み続けたいと思えるまちの実現に貢献します。

目標12【持続可能な消費と生産】持続可能な生産消費形態を確保する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

ごみの排出削減をはじめとした5Rの推進や食品ロスの削減、廃棄物の適正な処理に取り組むことで、ごみゼロ社会の実現に貢献します。

目標13【気候変動】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

温室効果ガスの排出量を削減することで気候変動の緩和に寄与するとともに、気候変動による健康被害や激甚化する災害等への適応策に取り組みます。

目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

川の水質や水辺環境の保全、プラスチックごみの削減等の取組みにより、海への環境負荷を低減し、海洋資源の持続可能な利用に貢献します。

目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

市内緑の創出・保全と、生きものと共存したまちづくりに取り組むことで、生態系の保全や生物多様性の損失の阻止に貢献します。

目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



<目標達成に向けた本計画の取組み>

環境保全を推進するための仕組みやネットワークを充実し、市民・事業者と協働で目標達成に向け取り組みます。

TRANSFORMING OUR WORLD
SDGs IN ACTION HIN 